

拙速と思わぬかということ、もう一つ、一番大事なポイントは何か。これは、こういう機能性表示を行えば健康食品被害というのはなくなるのか、ないしは少なくなるかと考えているのか。この二つをちよつと答えてください。

○森国務大臣 まずスケジュールでございますけれども、平成二十五年六月の規制改革実施計画において、平成二十六年年度の結論、措置とされたところでございますので、消費者庁としては、閣議決定で示されたこのスケジュールに沿って検討を行っているところであります。昨年十二月に設けました検討会を開催して精力的に御議論をいたしております。その内容も十分踏まえて適切な制度設計を行つてまいりたいと思つております。

そして、二点目の御質問でございますけれども、健康被害が拡大することがないように、そして、この健康被害については効果的に防止、救済をできるように制度としてまいりたいと思つております。

○穀田委員 誰かて希望はそう思っているんですよ。別に、悪魔であつて、これで健康被害をふやそうなんて考えている人はいないんですよ。

問題は、客観的に、今言いましたように、科学的手法をきちんとやつて基準や根拠を明らかにすることが必要だ。大臣がおっしゃつた最初の答弁は、要するに、閣議決定を行つたスケジュールどおりやらせていただきますと言つているだけなんです。それじゃ何の意味もないんですよ。拙速とちやうか、そういう点では、きちんとやる必要があるんじゃないか、そして基準をはつきりさせてやる必要があるんじゃないかということを私は言いたいですね。

その上で、おっしゃつたのは、拡大することがないように。だから、ないようにじゃないんですよ。もう一遍言いますけれども、機能性表示という大転換をやつた場合には、少なくとも被害が少なくなるとお考えですかと聞いています。

○森国務大臣 食品の新たな機能性表示について

は、先ほど申し上げましたとおり、検討会を開催しておりますけれども、その主な論点として、私は、先ほど申し上げましたけれども、まず第一に、安全性の確保、そして、機能性表示の範囲をきつちり明確にしておくこと、さらには、科学的根拠を示す場合の科学的根拠のレベルをしっかりと決めていくこと、そして、食品表示制度として国が関与していくこと等の論点があるというふうなことを考えておまして、これらの論点について検討会でしっかりと検討をさせていただいているところであります。

先ほどお示したスケジュールの中で、可能な限り精力的に、学識経験者のみならず消費者や事業者団体の皆様にも御意見をいただいております。消費者被害が拡大しないような方向で取りまとめをまいりたいと思つております。

○穀田委員 希望はわかりました。そういう方向でやりたい。それは誰かてそう思っているんですよ。だけれども、そういう善意の悪魔というのがあるんですよ。

先ほどお話をいたしましたけれども、リスクコミュニケーションをやつていっていると、三回やつたわな、二回やつた。その三回やつて、パネルをやつていられる方は、求められている機能性表示をすることが適切かということの問題提起しては、どうも違うんじゃないかという意見なんです。では、この制度というものを、何を参考にそういう内容を検討しているのか明らかにされたいと思つております。

○山崎政府参考人 御説明申し上げます。まず第一点でございますが、御指摘の参考という面でございますが、この閣議決定の内容で書いてございますが、アメリカのダイエタリーサプリメント表示制度を参考にということで、この制度についても、この制度を一つの参考にさせていただきます。

ただ、当然、この制度は参考にしますが、先ほど

ど来大臣がしっかりと申し上げてますように、安全性の確保を含めた検討を行つてございます。また、先生の、健康被害の関係がございまして、この安全性の確保の中で、当然、何が対象になるかに加えた上で、その後の市場の状況、情報収集、さらには危険な商品の流通防止対策、こういった点についても今回検討会において議論を行っている、こういう状況でございます。

○穀田委員 アメリカの制度を参考にと言つておきましても、この制度は、大臣、言つておきましても、安全性、有効性については強制力のないガイドラインしかないと、これが一つ。二つ目に、表示の意味や科学的根拠の質等が有効性の実証が不十分にしかなされていない可能性があること。それから、免責表示がない不適正表示や有害事象発生時の連絡先不表示、健康被害事例の発生など、さまざまな問題点が指摘されているんですよ。

しかも、アメリカの会計検査院の報告によれば、物すごく、六千件も有害事象報告事例があつて、その七割は、複数のサプリメント使用による、相互作用による被害だつたと指摘されているんですよ。だから、そんな、複数やつたらあかんとか何かいろいろ言つたとしても、こうなるということなんです。

先ほど、事業所も含めてと大臣はおっしゃつていましたけれども、事業所はどう言っているかということ、「健康食品産業の未来予測とビジネス」ということで、「動き始めた大きな健康食品市場」に参入する、最後で最大のチャンスです。ということ、ビジネスチャンスと捉えています。

健康食品に関する問題は、健康食品摂取による

健康被害、先ほど言つたトラブル、それから悪質な事業者による財産被害など、さまざま多岐に及んでいるわけです。現在やっている制度を変えるに当たつて、結局のところ、どんな機能があるかというのは企業任せで、機能性表示を認めようとしているものであります。

私は、その点では、健康食品には現状でも、皆さん、今の健康食品の、あのサプリメントから何から始まつてやつていられる宣伝を見て、それで、紛らわしい表現で効果を想起させる商品が目立っているというの、みんな思つています。思つていない。思つていないとしたら、よっぽど見てへんのか、それとも、そういうことについて目をつぶつていられるのかということになるわけだけども。

こういうものに対して国がお墨つきを与えたら、これに拍車がかかることは間違いないと私は考えます。したがつて、消費者にとつて大変困惑するような表示が市場にあつて、消費者の合理的な判断や選択を害することとなつて、かえつて消費者トラブルを拡大することになりやしないかと思つておられますが、いかがですか。

○森国務大臣 私は、食品の新たな機能性表示制度の検討に当たつては、安全性の確保を大前提とすることを申し上げておられます。ですので、消費者の誤認を招かないこと、そして、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資する制度としてまいりたいと思つております。御指摘のような、紛らわしい宣伝や消費者が困惑するような表示による消費者トラブルにつながるような制度設計をしてまいりたいと思つております。

○穀田委員 これは命にかかわる問題ですから、起つてからでは遅いんですよ。私は危ないと言つておられる。あなたは危険がないように言つておられる。それは歴史が審判するでしょう。でも、私がそういうことは危ないよと言つていて、大臣は安全性が大前提と。大前提は当たり前なんです。それはそうなんだけれども、今の事態はそれを保証する事態にならないかということをおっしゃつて